

# 兵庫県地域防災計画

(地震災害対策計画)

平成 29 年修正

兵庫県防災会議

## 第5節 住宅の確保

〔実施機関：県企画県民部災害対策局、県県土整備部住宅建築局、市町〕

### 第1 趣旨

災害時における被災者等への住宅の確保対策について定める。

### 第2 内容

#### 1 住宅対策の主な種類と順序

- (1) 避難所の設置
- (2) 空家のあっせん
- (3) 緊急時復旧工事のための建築基準法を適用しない区域の指定
- (4) 応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理、障害物の除去
- (5) 建築基準法による建築制限、禁止区域指定
- (6) 住宅復旧資材の値上がりの防止及び資材の手当、あっせん

#### 2 応急仮設住宅の供与

##### (1) 供与対象者

- ① 住家が全焼、全壊又は流失した者であること。
- ② 住居する住家がない者であること。
- ③ 自らの資力でもってしては、住宅を確保することのできない者であること。

##### (2) 応急仮設の供与要請

- ① 住宅の被害状況、応急仮設住宅に関するニーズ等を把握するとともに、建設用地の選定及び既存空き住宅について調査する。
- ② 市町は、次の事項を可能な限り示し、応急仮設住宅の供与を県に要請する。
  - ア 被害戸数
  - イ 設置を必要とする型別戸数、建設場所
  - ウ 連絡責任者
- ③ 県は、市町から供給あっせんの要請があったとき、若しくは自ら必要があると認める場合に対応する。
- ④ 県は、市町からの情報等に基づき、応急仮設住宅の供与方法を決定する。

##### (3) 応急仮設住宅の建設

###### ① 実施機関

応急仮設住宅の建設は県で実施し、管理は市町で実施することとする。なお、災害救助法適用市町が一つのみなどの場合は、市町による建設も検討することができる。

###### ② 建設方法

- ア 市町は、平時から、あらかじめ建設可能な土地を把握しておくこととする。  
学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮することとする。
- イ 建設にあたっては、二次災害の危険がないよう配慮することとする。
- ウ 県は、大規模災害を想定し、プレハブ建築協会及び全国木造建設事業協会と各々締結した「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」並びに都市再生機構と締結した「災害時における協力に関する協定」に基づき対応する。
- エ 県は、なお供給に不足が生じる場合には、他府県や、国（農林水産省、経済産業省、国土交通省）に建設業者や資機材のあっせん等を要請することとする。

オ 住宅の構造は、高齢者、障害者向けの仮設住宅等、可能な限り、入居者の状況や利便性に配慮することとする。

カ 県、市町は、必要に応じ高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することとする。

#### (4) 民間賃貸住宅の借上げ

① 県、市町は、被災状況や地域の実情等必要に応じて、民間賃貸住宅を借上げて供給する。

② 県、市町は、平時から業界の協力を得られるよう努める。

#### (5) 入居者の認定

① 市町は、自らの資力では住宅の応急修理ができない者を対象に認定することとする。

② 市町等は、高齢者、障害者の優先入居等、災害時要援護者に十分配慮することとする。

#### (6) 管理主体

市町において、通常の管理を行うこととする。

#### (7) 生活環境の整備

① 県、市町は、仮設住宅の整備と併せて、集会施設（ふれあいセンター）等を整備するとともに、地域の自主的な組織づくりを促進することとする。

② 県、市町は、地域の状況により商業施設や医療施設等、生活環境を整備するとともに、福祉や医療サービスが必要な要介護高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努めることとする。

### 3 空家住宅の確保

#### (1) 対象

県営住宅のほか、県内各市町、全国の都道府県、住宅供給公社、（独）都市再生機構等の所有する空家

#### (2) 募集

① 被災各市町及び提供する事業主体が募集を行うこととする。

② 県は、国土交通省の支援により、被災者用公営住宅等あっせん支援センターを設置し、情報提供や相談に対応することとする。

### 4 住宅の応急修理

(1) 市町は、住宅が半壊又は半焼した者のうち、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者に対し、居室、炊事場、便所等最小限度の日常生活を維持するために必要な部分について、応急修理を実施することとする。

(2) 市町は、建築業者が不足したり、建築資機材を調達することが困難なときは、県に対し可能な限り次の事項を示してあっせん、調達を依頼することとする。

- ① 被害戸数（半焼・半壊）
- ② 修理を必要とする戸数
- ③ 調達を必要とする資機材の品目及び数量
- ④ 派遣を必要とする建築業者数
- ⑤ 連絡責任者
- ⑥ その他参考となる事項

### 5 住宅等に流入した土石等障害物の除去

(1) 市町は、住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、障害物の除去を実施することとする。

(2) 市町は、対応が困難なときは、県に対し、可能な限り次の事項を示して応援を求めることとする。

- ① 除去を必要とする住家戸数

- ② 除去に必要な人員
- ③ 除去に必要な期間
- ④ 除去に必要な機械器具の品目別数量
- ⑤ 除去した障害物の集積場所の有無
- ⑥ その他参考となる事項

## 6 住宅相談窓口の設置

県、市町は、住宅相談窓口を開設し、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応じることとする。

## 7 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 応急仮設住宅建設予定地
- (3) 入居基準
- (4) 応急仮設住宅建設に伴い必要となる諸対策
- (5) その他必要な事項

[資料] 「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」